

議案第 8 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和34年佐倉市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(手当)

第4条 特別職の職員に対し、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 特別職の職員の地域手当及び通勤手当の額については、一般職の職員の例による。

3 特別職の職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する特別職の職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に任期満了、辞職又は失職等によりその職を退いた者についても、同様とする。

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(任期満了、辞職又は失職等によりその職を退いた者にあつては、その日現在)においてその者が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。